

入札金額内訳書取扱要領

第1 趣旨

この要領は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第20条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第12条及び第13条の趣旨を踏まえ、臼杵市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の適正な積算を促進するため、入札参加者に入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事

市発注工事に係る一般競争入札（要件設定型一般競争入札を含む。）及び指名競争入札の入札参加者は、入札金額内訳書を提出しなければならない。

第3 提出方法

内訳書の提出方法については、臼杵市電子入札運用基準（平成19年10月1日施行）の規定による。

第4 内訳書の記載内容

- 1 内訳書の記載内容は、閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載された費目、工種、施工名称、数量及び単位等並びに入札額の根拠とした単価及び金額を明記するものとする。ただし、指名通知した工事については、閲覧設計図書に示す内訳書の様式に記載された項目等及び入札金額の内訳を明記するものとする。
- 2 入札公告、指名通知（以下「入札公告等」という。）の際に内訳書の様式を契約担当者が提供した場合については、原則としてその様式を使用し、入札額の根拠とした単価及び金額を明記するものとする。
なお、上記1に掲げる記載内容を満たしていれば、任意の様式でも差し支えない。
- 3 総合評価落札方式（特別簡易型を除く。）の場合には、技術提案等で提案された内容を反映させて作成するものとする。ただし、技術提案により新たな費目、工種、施工名称を追加する場合は、内訳明細書を添付のうえ別項目として計上しなければならない。なお、直接工事費、共通仮設費等の経費区分に分類して計上するものとする。

第5 入札参加者への周知

契約担当者は、内訳書の提出について、入札公告等に記載することにより周知するものとする。

第6 審査方法

審査は、開札後、落札候補者が提出した内訳書により行うものとし、追加資料の提出は求めない。ただし、契約担当者が必要と認めた場合には、落札候補者に説明を求めることができる。

第7 審査基準

- 1 内訳書が次に掲げる事項に該当する場合は、臼杵市契約事務規則（平成17年1月1日規則第61号）第34条第10号に該当するものとして当該落札候補者の入札を無効として取扱うものとする。

- (1) 内訳書の全部又は一部が未提出の場合
- (2) 入札書に記載された入札金額と内訳書の工事価格が一致しない場合
- (3) 内訳書の入札参加者名及び工事名の欄に記載がない場合
- (4) 内訳書の入札参加者名及び工事名に誤りがあるため、当該工事に係る内訳書であると特定することが困難な場合

第8 提出された内訳書の取扱い

- 1 入札書提出期限後における内訳書の差替、追加は認めないものとする。
- 2 提出された内訳書は返却せず、他の入札関係書類と併せて保管する。
- 3 契約担当者は、必要に応じて、提出された内訳書を公正取引委員会等へ提出することがある。

第9 その他

- 1 市発注工事の受注者となった者に対しては、工事完成後に、入札時に提出した内訳書と精算額が対照できる工事費内訳書の提出を求めることがある。なお、提出を求める工事は、契約担当者が入札公告等において定めたものとする。
- 2 談合入札に関する情報があった場合の内訳書の取扱いについては、「臼杵市談合情報対応マニュアル（平成19年4月1日施行）」によるものとし、第6の規定に関わらず詳細な内訳書の提出または追加提出を求める場合がある。

附 則

この要領は、令和4年7月1日以後の入札について適用する。